

伝法院通り立ち退き問題について、協議の場を求めることについての陳情

第 1 陳情の趣旨

浅草親睦商業協同組合伝横商栄会（以下、「商栄会」といいます。）は、台東区による伝法院通りからの立ち退き要請については、これまでの歴史や経緯を踏まえ、一旦白紙に戻し、双方が胸襟を開いて話し合うことができる協議の場を設けていただきたく陳情いたします。

第 2 陳情の理由

- 1 商栄会は、戦後直後から伝法院通りで営業を始めました。そして、1977（昭和52）年の浅草公会堂建設及びその周辺道路の整理を行う際、当時の台東区長であった内山榮一氏から、「伝法院通りの整備をしたいので、一旦立ち退いてほしい。整備が終わった後、建設費用を出して貰えれば新たな店舗を建設し、営業を続けられるようにする」旨の協力要請がありました。このときは、商栄会、台東区、そして浅草寺も交えた十分な話し合いが行われ、商栄会は、伝法院通りの整備計画に協力することとし、一旦立ち退きました。

その後、商栄会は、台東区の方針に従い、建設費用を捻出し、伝法院通りに新たな店舗を建設しました。この新店舗の建設の際には、台東区の職員の方が測量に来られました。また、新店舗には台東区によって住所も付されました。

そして、2005（平成17）年には、「伝法院通り江戸まちづくり景観整備事業」にも協力し、台東区の浅草の街づくり、発展に少なからず寄与し、現在まで、同店舗で営業を続けてきました。

- 2 ところが、2018（平成30）年、台東区から商栄会が伝法院通りを不法に占有している旨通告されました。商栄会は、台東区に対し、解決に向けた話し合いの場を設けてほしいと何度もお願いしましたが、台東区からは不法占有である、立ち退きを前提とした話にししか応じられないと、一方的に通告されるばかりでした。商栄会から使用料を支払うとの提案も行いましたが、これに対する回答もいただけておりません。そして、昨年5月には、台東区の代理人弁護士から、建物を撤去して明け渡しを求める内容証明郵便が届きました。

このように、解決に向けた話し合いの場は、これまでに一度も設けられませんでした。

- 3 商栄会は、これまでの歴史や経緯、そして浅草という街における商栄会の役割を踏まえた上で、台東区との建設的な話し合いによって解決したいと考えています。

令和3年11月12日

台東区議会議長

水 島 道 徳 殿